

住宅リフォーム支援事業

住宅をリフォームしたい人必見！！
与那原町住宅リフォーム補助制度がスタートします
ぜひ、耐震工事にもご活用を！！



住環境の質の向上及び地元経済の活性化を図るために、与那原町民が町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォーム費用の一部を補助する制度します。

○補助対象者

- ①与那原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者
- ③町税等の滞納がない方

○補助対象住宅

与那原町内にある住宅で以下のもの

- ①自己所有住宅(建築後1年以上経過)
- ②借家住宅(ただし、所有者の許可が必要)
- ③共同住宅(ただし、所有者の許可が必要)

※借家住宅、共同住宅に関しては個人居住部分に限る

○対象となる工事

- ①対象工事が20万円以上。
 - ②バリアフリー改修、省エネ改修、空き家改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事、子どもの事故防止、家事負担軽減などの改修(子育て世帯のみ)、テレワークスペースの新設又は改修など
 - ③令和6年1月31日までに工事が完了し、工事代金の支払いができること。
- ※交付決定前に着手した工事は補助が受けられません。

○工事を行う業者について

与那原町に本社のある施工業者
(町内個人事業者も含む)

○補助金の額

- ・対象工事費の20%
- ・最高限度額20万

例Ⅰ. 対象工事費 40万円
 $40万円 \times 0.2(20\%) = 8万円$

例Ⅱ. 対象工事 120万円
 $120万円 \times 0.2(20\%) = 24万円$
補助額(最高限度額があるので) = 20万円

◎補助対象工事例◎

- ・和式便所から洋式便所への改修工事
- ・開き戸から引き戸への改修工事
- ・断熱又は遮熱性塗装剤での塗替え工事
- ・空き家のキッチン、バス、トイレの改修
- ・防水塗装工事
- ・対面型キッチンへの改修工事(※子育て世帯のみ)
- ・テレワークスペースの新設、改修工事

×対象とならない工事例×

- ・門、塀、柵などの外構工事
- ・庭園整備、アスファルト舗装工事
- ・下水道接続工事
- ・家電、家具、備品等の購入費
- ・シロアリ除去工事
- ・看板等設置工事

令和5年7月3日から令和5年12月28日まで募集します！！

(予算に限りがございますので、無くなり次第受付終了となります。)

※詳しくはホームページ、まちづくり課までお問い合わせください。

